

「介護・福祉・医療など社会保障の施策充実についての陳情書」に対する回答書

新 城 市

平成 20 年 10 月 23 日

- 【1】 地方自治体の行政運営に当たっては、憲法及び地方自治法を基本にすえて各種行政施策を行うものであり、この姿勢は将来にわたって変わるものではなく、又変わってはならないと考えています。しかしながら、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化社会への急速な進展の中で、国の行財政改革の動き、又高齢者医療・高齢者介護や障害者福祉の大きな変革の動きがなされているところであるが、こうした改革が地域住民に十分理解され有効に活用がなされるよう進めるとともに、今後生じてくる課題等についての改善策を見出せるよう努力し、充実してまいりたい。
- 【2】 1. (1)①ア 現在、第4期介護保険事業計画を策定中であり、平成21年3月までには決定します。
- 【2】 1. (1)①イ 法改正前の第2段階の非課税者に限り、所得区分制度の矛盾を補完する目的から独自の軽減措置を設けていた。制度改正により、H18.4から所得階層区分が5段階から6段階となり、矛盾点が解消されたため独自の軽減措置は解消しました。
- 【2】 1. (1)②ア 市独自の減免制度は、実施していない。
- 【2】 1. (1)③ 医師の医学的所見、サービス担当者の適切なケアマネジメントにより給付が必要と認められると市町村が確認した場合、例外的給付により実施しています。
- 【2】 1. (1)④ 施設整備については、高齢者保健福祉計画に基づき行なっています。
- 【2】 1. (1)⑤ 年2回研修を実施しています。(講師は、社会福祉研修センターに依頼)
- 【2】 1. (2)① 調理が困難なひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方のために、定期的に給食を配達することにより、食生活の改善と安否の確認を行なっています。配達は、火・木・金の週3回の昼・夕食を実施し、希望の曜日を選ぶことができます。
- 【2】 1. (2)②ア 外出支援として、高齢者福祉タクシーの助成、また地域により外出支援サービス事業を実施しています。
- 【2】 1. (2)②イ 地域支援事業として、ミニデイサービス事業を取り入れ、市内47ヶ

所で実施しています。

【2】 1. (3)① 要介護 1 以上の方を対象に行なっています。

【2】 1. (3)② 広報誌、市ホームページにより周知を図っています。

【2】 2. ① 現在は考えておりません。

【2】 2. ② 後期高齢者医療制度の資格証明書の発行等に関する実施主体は、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合です。

【2】 2. ③ 現在は考えておりません。

【2】 2. ④ 愛知県後期高齢者医療広域連合の保健事業にあわせて行う考えです。

【2】 3. ① 子ども医療費助成制度については、市単独助成で、小学校 1 年生から 3 年生までの通院を現物給付（窓口無料）で実施しており、それ以上の拡大については、実績、財政状況等を考慮し、今後検討します。

【2】 3. ② 妊婦の無料健診制度の拡充については、平成 20 年度から産前の健診を 3 回から 5 回に増やして実施しています。

【2】 4. ①ア 現在、市の一般会計は非常に厳しい状況にあるため、現行以上の繰り入れは考えておりません。

【2】 4. ①イ 一部の年齢層を賦課対象としないとする考えは持っていません。

【2】 4. ①ウ 現在は考えておりません。

【2】 4. ①エ 現在は考えておりません。

【2】 4. ②ア 被保険者の不公平感を是正するためにも、法に準拠出し資格証明書制度を実施します。資格証明書については、制度にのっとり被保険者の滞納事由等を十分考慮し、対応していきます。

【2】 4. ②イ 生活実態の把握にしっかり努めたうえで保険税の徴収を実施しております。

【2】 4. ③ これは国で定められたものでありますので、本市だけがとりやめる事は出来ませんが、口座振替の推奨を実施してまいります。

【2】4. ④ 今後検討してまいります。

【2】5. ① 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置は、19年度及び20年度までの一時的なものとなっており、障害者自立支援法の3年目の見直しも含め今後の国の動向を見ながら対応していきます。

【2】5. ② 利用料負担の軽減措置としては、国の基準に合わせて、上限を設けていますが、障害福祉サービスと地域生活支援サービス（移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター・訪問入浴）を同一人が、同一月に利用した場合で、障害福祉サービスで定められた上限負担額を超えているときは、地域生活支援サービスに係る負担額も返還されます。

【2】5. ③ 第2期障害福祉計画策定に際し地域自立支援協議会での検討を通し、住民参加の計画づくりをめざし、事業者並びに関係団体に対しヒアリングの実施を予定しております。

【2】6. ① 各種健診は、自分の身体を知る重要な事業です。その結果を治療につなげたり、生活習慣を見直すための動機付けの場となる事業です。健康に関心を持ち、自己の健康管理をしていただくため、また、医療の公平性を考えたとき、自己負担は必要であると思います。

がん検診は、集団方式が4月から翌年1月、個別医療機関委託方式が6月から12月までほぼ1年を通して実施しております。また、歯周疾患検診は、集団方式で年6回、個別医療機関委託方式が6月から8月まで実施しております。

【2】6. ② 歯周疾患検診は、現行の事業を継続して実施していく予定です。また、40・50・60歳の方については、節目健診として歯周疾患検診を実施しております。

【2】7. ① 個人住民税の特別徴収制度については、今後の高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されているところであり、高齢者の納税の便宜を図るとともに徴収の効率化を図るものである。

公的年金からの特別徴収の実施については、地方税法第321条の7の2において、定められており、本人による選択は認められていない。また、市町村については、同条ただし書において、その他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる場合には、特別徴収の方法によらないことが「できる」とされてはいるが、徴税上の便宜等の見地からも特別徴収するのが、適当であると認められる。

【3】 1. ①～⑥及び2. ①～⑦

案件にもよりますが、全国的な課題と思われるものについては、本市も加入している「全国市長会」を通して、地方共通の意見として集約し、国に要望していくことが望ましいと考えます。

同様に愛知県での課題と思われるものについては、「愛知県市長会」、「県・市懇談会」等で地方共通の意見として集約し、愛知県に要望していくことが望ましいと考えます。

【3】 3. ①～⑤

いずれも一つの自治体のみの問題ではないため、県単位及び全国的な要望が必要となっていくことであると考えますので、段階を踏まえながら検討していきます。